## 事例 13 分収造林制度の活用による林業事業体の育成 (近畿中国森林管理局 岡山森林管理署)



- ・岡山県真庭郡(まにわぐん)新庄村(しん じょうそん) 茅見(かやみ)国有林
- 造林作業の様子(令和3年11月)



- ・岡山県高梁市(たかはしし) 佐与谷山(さよだにやま) 国有林
- ・ 造林後の山林の様子(令和4年8月)

国有林野事業では、分収造林制度を活用して林業事業体の育成に取り組んでいます。

岡山森林管理署では、林業事業体である「汽点機製材株式会社」と、令和4年度までに9カ所で43haの分収造林契約を締結しています。同社は、民有林においても分収造林契約を締結しており、自社有林の施業に加えてこれらの分収造林契約地での植付・保育作業を行うことにより森林経営の規模を拡大させるとともに、社員育成のためのフィールドとして活用しています。

国有林の分収造林契約地の中には、同社が購入した立木を伐採した跡地もあり、再造林しやすい伐採、効率的な再造林に取り組むことで、社員の技術向上に繋がっています。

こうした取組により、指導役を担える社員が育つほどに技術の向上が図られていることから、今後は積極的に新規雇用を行い、民有林における分収造林契約を含め、さらに経営規模を拡大していくこととしています。